

物品購入競争契約入札心得

(建設工事競争契約入札心得抜粋準用による)

藤 枝 市

物品購入競争契約入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、藤枝市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札辞退)

第2条 指名競争入札に参加する指名の通知「入札執行について（通知）」を受けた者が入札参加を辞退しようとするときは、別紙書式により、「入札辞退届」を、入札執行の前日までに必ず提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者は、仕様書、設計書および図面その他の契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書設計書および図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第4条 入札書は、別紙書式により作成し、封印のうえ、表面に「番号、何々物品入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所・氏名を記載して公告または指名通知に示した日時および場所において入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第5条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは、撤回することができない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、または不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が1人の場合には入札の執行を取りやめる。

3 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

4 入札箱に入札書を投入した者が1人のときは、当該入札は行わなかったものとする。この場合その入札書は開封しないで返却する。

(開札)

第7条 開札は、入札の終了後、直ちに、当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。

(入札の無効)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (8) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札
- (9) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、第8条第1号から第3号および第7号から第10号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- 2 再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、別紙書式による「辞退届」を入札箱に投入しなければならない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第12条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名または名称および金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、別紙契約書式により契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(契約書作成の省略)

第14条 契約書の作成を省略する場合は、請書を徴する。この場合においては前条を準用する。

(契約の確定)

第15条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が2千万円以上の契約については議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年藤枝市条例第11号）の定めるところにより、議会の議決があつたときに当該契約が成立する。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式および現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第17条 この規定は、随意契約について準用する。